(k)　「物理的コロケーション」とは、主要なサービス提供者が所有し、又は管理し、及び利用する施設において、公衆電気通信サービスを提供するために機器を設置し、維持し、又は修理することを目的とする空間へのアクセスをいう。

(l)　「公衆電気通信ネットワーク」とは、ネットワークの定められた終端地点の間で公衆電気通信サービスを提供するために利用される公衆電気通信の基盤をいう。

(m)　「公衆電気通信サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信サービスをいう。公衆電気通信サービスには、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、二以上の定められた地点の間で行われる顧客が提供する情報の実時間での伝送（当該情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。

(n)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(o)　「電気通信規制機関」とは、締約国の法令の下で電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。

(p)　「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの提供者をいう。

第二条　適用範囲

1　この附属書の規定は、公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。当該措置には、次の措置を含む。

(a)　公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に関する措置

(b)　公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者についての義務に関する措置

2　この附属書の規定は、有線放送又は無線放送のサービス提供者による公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用を確保するための措置を除くほか、ラジオ番組又はテレビジョン番組の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、適用しない。

3　この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　締約国が、他の締約国のサービス提供者に対し、第八章（サービスの貿易）の規定に基づく当該締約国の約束以外の電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b)　締約国が、公衆一般に提供されない電気通信ネットワーク若しくは電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又はこれらを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第三条　規制への取組方法

1　締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には規制が必要とされないことがあることを認識する。このため、締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの附属書の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。

2　1の規定に関し、締約国は、各締約国が次のことを行うことができることを認識する。

(a)　市場において生じ得ると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b)　特に、競争的な市場の部門、競争的である可能性がある市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3　規制を行うことをこの条の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この附属書の規定に基づく義務に服する。

第四条　アクセス及び利用（注）

注　この条の規定は、締約国がサービス提供者に対して自国の領域において公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供するための免許を取得することを要求することを妨げるものではない。

1　各締約国は、特に2から6までの規定を通じて、他の締約国のサービス提供者が合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件で適時に、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービス（専用回線を含む。）へのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保する。

2　各締約国は、5及び6の規定に従い、他の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。（注）

注　ベトナムに関し、限られた数の利用者集団の構成員の間で商業的な原則に基づかず音声及びデータの電気通信を行うことを目的として構築することを許可されたネットワークについては、電気通信規制機関の書面による承認を受けた場合にのみ、直接相互に接続することができる。同国は、申請者が要請した場合には、当該申請者が承認の拒否の理由を受領することを確保する。同国は、この書面による承認を受けるとの要件について、この協定が効力を生ずる日から二年以内に見直しを行う。

(c)　自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。

3　各締約国は、他の締約国のサービス提供者が当該各締約国の領域における又は当該各締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため及びいずれかの締約国の領域においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの最終利用者の個人情報を保護するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で適用しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、特に、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

(c)　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの相互運用性のための要件並びに第十七条（国際機関との関係）に定める目標の達成を促進するとの要件

(c)　公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信ネットワークへの当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(e)　届出及び免許の要件

第五条　番号ポータビリティ（注）

注　この条の規定は、カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスの提供者が、技術的及び経済的に実行可能な限りにおいて、合理的な、及び差別的でない条件で適時に、移動端末サービスについて番号ポータビリティを提供することを確保する。